

○姫路市中央卸売市場条例

昭和46年12月23日

条例第51号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係事業者
  - 第1節 卸売業者（第6条—第15条）
  - 第2節 仲卸業者（第16条—第23条）
  - 第3節 売買参加者（第24条—第26条）
  - 第4節 関連事業者（第27条—第32条）
- 第3章 市場の業務の方法等（第33条）
- 第4章 市場施設の使用（第34条—第40条）
- 第5章 監督（第41条—第43条）
- 第6章 市場開設運営協議会（第44条）
- 第7章 雑則（第45条—第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、姫路市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（市場の名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
姫路市中央卸売市場	姫路市白浜町甲1920番地54

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める物品とする。

- (1) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品（規則で定めるものを除く。）並びに規則で定めるその他の加工食料品

(2) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品（規則で定めるものを除く。）並びに規則で定めるその他の加工食料品

2 取扱品目について、その属する部類及び物品がいずれに該当するかについて疑義があるときは、市長がこれを決定するものとする。

（開場の期日）

第4条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの日が日曜日となる場合を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日から翌年1月4日までの日（前号に掲げる休日を除く。）

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

（開場の時間等）

第5条 市場における開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者（第7条第1項の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行うせり売の開始時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

（卸売業者の数の最高限度）

第6条 市場における卸売業者の数の最高限度は、水産物部2、青果部2とする。

（卸売業務の許可）

第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、第3条第1項各号に掲げる取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
  - (1) 法人でないとき。
  - (2) 第13条又は第43条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (3) その業務を執行する役員に次のいずれかに該当する者があるとき。
    - ア 破産者で復権を得ないもの
    - イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
    - ウ 第13条又は第43条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をしたと市長が認める者を除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
  - (4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
  - (5) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。
  - (6) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (7) 暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。））において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。
  - (8) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
  - (9) 次に掲げる行為をした者を役員等（役員その他経営に実質的に関与している者又は

相当の責任の地位にある者をいう。)としている者であるとき。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(10) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に規定する最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、300万円以上2,400万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前条第1項の保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもって代用することができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(5) その他規則で定める有価証券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以下において、規則で定める額とする。

(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額に相当する額

(2) 前項第3号から第5号までに掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除く。)については、その額面金額の100分の90に相当する額

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分され

た金額又は不足額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、前項の市長の指定する期間の経過後からその預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による預託について準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第8条第1項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業者の許可の取消し)

第13条 市長は、卸売業者が第7条第3項第3号若しくは第6号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第8条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し等)

第14条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併

して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該卸売の業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第7条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第7条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第14条第1項の認可の申請に係る譲受人」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 5 第7条第3項の規定は、第2項の認可について準用する。この場合において、第7条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第14条第2項の認可の申請に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 卸売の業務を廃止したとき。
- (3) その他規則で定める場合

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第16条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数は、規則で定める。

(仲卸業務の許可)

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長

に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第20条又は第43条第2項の規定による業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 法人である場合には、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (6) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。
- (7) 暴力団であるとき。
- (8) 暴力団員が役員として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。
- (9) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
- (10) 次に掲げる行為をした者を役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。
  - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
  - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
  - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- (11) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に規定する最高限度を超えるこ

ととなるとき。

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、10万円以上50万円以下の範囲において規則で定める。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第20条 市長は、仲卸業者が第17条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第7号から第10号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第17条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第18条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第17条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該仲卸しの業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第21条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合(仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によ

り当該仲卸しの業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第17条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第21条第1項の認可の申請に係る譲受人」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 5 第17条第3項の規定は、第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第21条第2項の認可の申請に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第22条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この節において同じ。）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に行なければならない。
- 3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第17条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第17条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第17条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第22条第1項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(届出事項)

第23条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 仲卸しの業務を廃止したとき。

(3) その他規則で定める場合

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第24条 売買参加者（仲卸業者以外の者で、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は第1項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 次条又は第43条第3項の規定による承認の取消しを受けその取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 売買参加者として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 法人である場合には、その業務を執行する役員が第1号又は第2号に該当する者であるとき。

(5) 暴力団であるとき。

(6) 暴力団員が役員として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。

(7) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

(8) 次に掲げる行為をした者を役員等としている者であるとき。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

4 市長は、第1項の承認をしようとするときは、市場取引の効率化と流通秩序の円滑化に資するよう十分配慮して行うものとする。

(売買参加者の承認の取消し)

第25条 市長は、売買参加者が前条第3項第1号若しくは第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(届出事項)

第26条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときその他規則で定める事項に該当する場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第27条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) その他市場の利便性の向上に資するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(関連事業者の数の最高限度)

第28条 関連事業者の数の最高限度は、規則で定める。

(許可の基準)

第29条 市長は、第27条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは許可しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 次条又は第43条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

- (5) 法人である場合には、その業務を執行する役員が第1号から第3号までのいずれかに該当する者であるとき。
  - (6) 暴力団であるとき。
  - (7) 暴力団員が役員として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。
  - (8) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
  - (9) 次に掲げる行為をした者を役員等としている者であるとき。
    - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
    - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
    - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- （許可の取消し等）

第30条 市長は、関連事業者が前条第1号、第2号若しくは第6号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第27条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第27条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第27条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第27条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（保証金）

第31条 関連事業者は、第27条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
- 3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、20万円以上50万円以下の範囲内において関連事業者の営業の種類に応じ、規則で定める。

4 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業者に対する規制等)

第32条 市長は、関連事業者の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

### 第3章 市場の業務の方法等

(市場の業務の方法等に関する事項)

第33条 市場における売買取引の方法、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において取引を行う者が売買取引を行う場合における決済の方法その他の業務の方法及びこれらの者が市場における業務に関し遵守すべき事項は、規則で定める。

### 第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第34条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設並びにその他関連施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用時間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、第40条第1項に規定する使用料の月額額の3月分に相当する額とする。

(用途変更、転貸等の禁止)

第35条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第36条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

- 2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第37条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人（以下「相続人等」という。）は、市長の指定する期間内に返還しなければならない。

- 2 相続人等は、前項の規定により市場施設を返還する場合には、当該市場施設を原状に復し、及びこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第38条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第39条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第40条 市場施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表の金額の範囲内で規則で定める。

- 2 市場において使用する電話、電気、ガス、水道等の費用は使用者の負担とする。
- 3 使用者は、使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。
- 4 既納使用料はこれを還付しない。ただし、市長において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

## 第5章 監督

(報告及び検査)

第41条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めると

きは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第42条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第43条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第17条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第24条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第27条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

## 第6章 市場開設運営協議会

(市場開設運営協議会)

- 第44条 市長は、市場の業務の運営に関し必要な事項を調査、審議させるため姫路市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。
  - 3 協議会は、委員10人以内で組織する。
  - 4 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
  - 5 委員は、非常勤とする。
  - 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
  - 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は市長が定める。

## 第7章 雑則

(市場外にある物品の卸売に係る場所の指定)

- 第45条 市長は、卸売業者が市場外において、市場内にある取扱物品以外の物品の卸売をしようとするときは、当該物品の卸売をする場所の指定をすることができる。
- 2 前項の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売数量等の報告)

第46条 卸売業者は、毎月、前月中に卸売をした物品の数量、せり売又は相対取引に係る金額及び卸売金額（せり売又は相対取引に係る金額にその10パーセント（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、8パーセント）に相当する金額を加えた金額をいう。）の確定後、速やかにこれらを市長に報告しなければならない。

2 仲卸業者は、毎月、前月中に販売をした物品の数量並びに消費税及び地方消費税相当額を含む販売金額並びに消費税及び地方消費税相当額を除く販売金額の確定後、速やかにこれらを市長に報告しなければならない。

（無許可営業の禁止）

第47条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入等に対する指示）

第48条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬について、これらの行為を行おうとする者は、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第49条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（処分による損害賠償責任）

第50条 市長は、市場施設の利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（許可等の制限又は条件）

第51条 市長は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定（次項において「許可等」という。）に必要な制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度の

ものに限り、かつ、許可等を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(施行規則の制定)

第52条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

第1条 この条例は、昭和47年2月1日から施行する。

第2条 姫路市中央卸売市場設置条例（昭和30年姫路市条例第17号）及び旧条例は、廃止する。

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項の許可を受けて仲買人となっている者は、第18条第1項の許可を受けた仲卸業者とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例において、第17条に規定する取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により旧条例第32条第1項の許可を受けて仲買人となっている者で前項の規定により第18条第1項の許可を受けた仲卸業者とみなされるものがその属する取扱品目の部類の卸売業者から卸売を受けることができる物品は、当分の間、その属する取扱品目の部類に属する物品のうち旧条例で定める当該取扱品目の部類に属する物品に限るものとする。

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第39条第1項の許可を受けて売買参加者となっている者は、第26条第1項の承認を受けた売買参加者とみなす。

2 前条第2項の規定は、売買参加者について準用する。

第5条 この条例の施行の際現に旧条例第40条第1項の許可を受けて付属営業人となっている者は、第29条第1項の許可を受けた付属営業人とみなす。

第6条 この条例の施行の際現に旧条例第43条の規定による市場施設の使用の指定を受けている者は、第62条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けたものとみなす。

第7条 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の承認を受けているせり人は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日（その日までに第12条第1項の登録又は登録の拒否の処分があった者についてはその日）までの間は、第12条第1項の登録を受けたせり人とみなす。

2 前項の規定により第12条第1項の登録を受けたせり人とみなされた者については、第16条の規定は適用しない。

第8条 附則第3条から前条までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、この条例又はこの条

例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、この条例又はこの条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第10条 第57条第1項の規定にかかわらず、市長は、平成21年4月1日以後最初の適用期間については、1年を超える期間を定めることができる。

附 則（昭和48年6月25日条例第29号）

この条例の施行期日は、市長が別に告示で定める。

（昭和48年8月23日告示第102号で昭和48年8月25日から施行）

附 則（昭和51年6月25日条例第43号）

この条例の施行期日は、市長が別に告示で定める。

（昭和51年7月1日告示第56号で昭和51年7月1日から施行）

附 則（昭和57年3月29日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例第1条の規定による姫路市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例別表第5に係る改正規定は、昭和57年7月1日から施行する。
- 3 この条例施行の際、現にこの条例第1条の規定による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項の許可を受けて付属営業人となっている者及び旧条例第3条第2項に規定する取扱品目の部類により卸売の業務を行っている卸売業者（つくだ煮部の卸売業者を除く。）は、この条例第1条の規定による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第29条第1項の許可を受けた関連事業者とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に旧条例第3条第2項に規定するつくだ煮部の卸売業者は、昭和57年4月1日から昭和59年3月31日までは新条例第18条第1項の許可を受けた仲卸業者と、昭和59年4月1日からは新条例第29条第1項の許可を受けた関連事業者とみなす。
- 5 新条例第29条第1項第1号に規定する者に係る昭和57年4月1日から同年6月30日までの使用料については、旧条例第3条第2項に規定する卸売業者とみなし、旧条例別表第5の規定による使用料を徴収する。
- 6 附則第4項の規定により仲卸業者とみなされた卸売業者に係る昭和57年4月1日から同年6月30日までの使用料については、旧条例第3条第2項に規定する卸売業者と

みなし、旧条例別表第5の規定による使用料を徴収する。

- 7 新条例第29条第1項第2号及び第3号に規定する者に係る昭和57年4月1日から同年6月30日までの使用料については、旧条例第29条第1項に規定する付属営業人とみなし、旧条例別表第5の規定による使用料を徴収する。

8 〔略〕

附 則（昭和59年3月28日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例第2条の規定による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例及び姫路市食肉センター条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により関連事業者とみなされたつくだ煮業者の使用料については、昭和59年4月分に係る使用料から姫路市中央卸売市場業務条例の関連事業者に係る使用料の規定を適用する。

附 則（昭和63年3月30日条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例別表第5の規定は、平成2年10月以後の月分の使用料について適用し、同年9月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月26日条例第15号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月28日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の規定により登録を受けているせり人（次項の規定の適用を受ける者を除く。）についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 平成7年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の条例の規定によりせり人の登録の更新を受けた者で、当該登録の更新の際、この条例による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例第13条第3項の規定の適用を受けた場合には当該登録の

有効期間が5年とされるものの当該登録の有効期間は、当該登録を受けた日から5年とする。

- 4 市長は、前項の規定の適用を受ける者に対して、既に交付を受けた登録証と引き換えに新たな登録証の交付を行うものとする。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第16号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例第59条第1項の規定による市長の承認を受けている支払猶予の特約は、この条例による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例第59条第2項前段の規定による市長への届出がなされた支払猶予の特約とみなす。

附 則（平成18年4月14日条例第88号）

この条例は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成18年5月1日）

附 則（平成21年1月30日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第45条第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定及び第57条の改正規定（同条第3項から第6項までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第62号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第52条第3項及び第55条第1項の規定は、施行日以後に卸売をしたものについて適用し、同日前に卸売をしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第59条第1項の規定は、施行日以後に買い受けたものについて適用し、同日前に買い受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日条例第 41 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行日前にこの条例による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の姫路市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）の規定中にこれに相当する規定があるときは、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例第 67 条及び別表第 4 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 72 条の 2 の規定に基づき設置された姫路市中央卸売市場水産物部市場取引委員会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行日において、新条例第 72 条の規定に基づき設置された姫路市中央卸売市場市場取引委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例第 72 条の 2 の規定に基づき設置された姫路市中央卸売市場水産物部市場取引委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 5 月 17 日条例第 44 号）

この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 20 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第 50 条第 3 項及び第 53 条第 1 項の規定は、施行日以後に卸売をしたものについて適用し、施行日前に卸売をしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 57 条第 1 項の規定は、施行日以後に買い受けたものについて適用し、施行日前に買い受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 21 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(姫路市青果地方卸売市場業務条例の廃止)

- 2 姫路市青果地方卸売市場業務条例（平成27年姫路市条例第40号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）（以下「旧卸売市場法」という。）第15条第1項の許可を受けて姫路市中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び旧卸売市場法第58条第1項の許可を受けて姫路市青果地方卸売市場において卸売の業務を行う者は、この条例による改正後の姫路市中央卸売市場条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧卸売市場法第39条第1号の指定又はこの条例による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例第41条第1項第1号の指定を受けている者は、新条例第45条第1項の指定を受けたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に姫路市青果地方卸売市場業務条例第7条第1項、第15条第1項又は第29条第1項の規定により預託された保証金は、新条例第8条第1項、第18条第1項又は第31条第1項の規定により預託された保証金とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に姫路市青果地方卸売市場業務条例第14条第1項の許可を受けて仲卸業者となっている者は、新条例第17条第1項の許可を受けた仲卸業者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に姫路市青果地方卸売市場業務条例第22条第1項の承認を受けて売買参加者となっている者は、新条例第24条第1項の承認を受けた売買参加者とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に姫路市青果地方卸売市場業務条例第25条第1項の許可を受けて関連事業者となっている者は、新条例第27条第1項の許可を受けた関連事業者とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に姫路市青果地方卸売市場業務条例第55条の規定により使用料を納付しなければならないこととされている者については、施行日の属する月の末日までの間は、新条例第40条の規定は、適用しない。
- 10 附則第3項から前項までに規定するもののほか、施行日前にこの条例による改正前の姫路市中央卸売市場業務条例又は附則第2項による廃止前の姫路市青果地方卸売市場業務条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例に相当する規定が

あるときは、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（令和４年６月２９日条例第３１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（令和５年１月３１日告示第２４号で令和５年３月１３日から施行）

（準備行為）

- 2 姫路市中央卸売市場条例第３４条第１項の規定による指定、同条第２項の規定による許可並びに同条第３項ただし書、第３５条ただし書及び第３６条第１項の規定による承認に係る手続その他の行為（この条例による改正後の姫路市中央卸売市場条例第２条の規定により設置する姫路市中央卸売市場内の用地及び建物その他の施設並びにその他関連施設に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和４年１２月２１日条例第５２号）

- この条例は、姫路市中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和４年姫路市条例第３１号）の施行の日から施行する。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和６条例４８）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 第１６条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第17条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和6年10月8日条例第48号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表 (第40条関係)

種別	使用料 (月額)
卸売業者市場使用料	せり売又は相対取引に係る金額の1,000分の2.5にその10パーセントに相当する金額を加えた金額
卸売業者売場等使用料	1平方メートルにつき 水産物部にあつては1,510円、青果部にあつては1,840円
仲卸業者売場等使用料	1平方メートルにつき 水産物部にあつては4,280円、青果部にあつては3,510円
関連事業者店舗等使用料	1平方メートルにつき 3,060円
事務所等使用料	1平方メートルにつき 2,030円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 1,880円
駐車場使用料	1平方メートルにつき 260円
その他施設使用料	1平方メートルにつき 510円。ただし、面積により難いものその他特殊な使用に係るものについては、その都度市長が定める。